

憲法

次の【事実】に含まれる憲法問題について論じなさい。(配点：50 点)

【事実】

Xは、父親および祖父が元総理大臣という、名門政治家一家の長男であり、優秀で弁が立つことから、父親の後継者として衆議院議員になることを周囲から期待されている。しかし、Xには1歳下の弟がいることもあり、X本人は政治家になるつもりはまったくなく、そのことをしばしば公言し、一般企業に勤めている。もっとも、Xは家族思いのため、父親の選挙の時には家族として応援演説をするなど、選挙運動を手伝っている。

大手出版社Yは、週刊誌販売部数トップを争う自社の週刊誌に、Xに関する記事を掲載することにし、既に印刷を終えていた。その記事の内容とは、Xは家族の猛反対を押し切り、勤務先の同僚である一般女性と婚約したが、3か月後に破談になったというものであり、その記事は全100頁中2頁にわたるものであった。

XはYの取材により、上記記事の掲載を週刊誌の発売前に察知し、掲載号の販売禁止を命じる仮処分を裁判所に申請した。

民法

次の各問に答えなさい。(配点：50 点)

問1 A は、2017 年 5 月、B と金銭消費貸借契約を結び、1000 万円を借り受けた。AB 間の契約では 2020 年 12 月 24 日に弁済することとなっている。A は、この貸金債務を担保するため、所有する甲土地（その評価額は 2000 万円とする）につき、B と譲渡担保契約を結び、譲渡担保を登記原因とする B への所有権移転登記に応じた。甲土地は、更地であり、A にはこれを利用する予定はなかったが、B への引渡しはされることはなかった。むしろ、引渡しは、AB 間の譲渡担保契約によれば、A が債務を弁済しなかった場合において、B が残債務と甲土地の評価額との間の差額を支払った後にされることとなっていた。

その後、B は、登記が自己名義になっていることを利用して、C に甲土地を売り渡し、登記名義も C に移した。C は、売買契約締結後、すぐに甲土地上に建物を築造しようと、建築資材を搬入した。すると、A は、その停止を求めて訴えを起こした。

次の(1)(2)の各場合において、A の請求が認められるかを論ぜよ。

なお、(1)(2)のいずれの場合においても、A の提訴時点で、A の B に対する債務の弁済はまったくされていないし、B から A に対する何らかの金銭の提供がされたこともない。また、利息や遅延損害金については考慮しないものとする。

(1) BC 間の売買が 2017 年 11 月 1 日であり、A はただちに C を訴えた。

(2) BC 間の売買が 2021 年 2 月 1 日であり、A はただちに C を訴えた。

問2 A は、B に対して 100 万円の売掛代金債権（以下、甲債権という）をもつ。A と B は、甲債権を第三者に譲渡することを禁じる旨の合意をした。ところが、A は、甲債権を C に 80 万円で売り渡した。C は、甲債権に関する譲渡禁止特約の存在を知っていた。後日、A は、B との間の合意を理由に、80 万円を返金するから C との間の契約をなかったことにするよう C に求めた。C がこれを拒むことの可否について、論ぜよ。

刑法

次の【事実】における甲の罪責を論じなさい。特別法違反の点を除く（配点：50 点）。

【事実】

看護師である甲（女性，26 歳，身長 160 センチメートル，体重 50 キログラム）は，深夜勤務もあり，早朝や深夜の帰宅になることもあり，また勤務先の H 病院と自宅との往復は，神社の境内を横断することで近道となるが，神社付近は，人気が少ないことから，用心のためにスタンガン（護身用に攻撃者に電気ショックを与える器具）をつねに携帯していた。

ある夜，急患がでたことから，勤務時間が延びてしまい，深夜に帰宅することになったが，甲は，特段気にせず，神社の境内を通過して帰宅していた。すると，女性を襲って性行為をしようという目的で神社付近を徘徊していた A（男性，52 歳，身長 178 センチメートル，体重 86 キログラム）の目にとまった。A は，甲を襲うために背後からそっと近づき，甲に飛びかかるやいなや，素早く甲を地面に押し倒し，甲を押さえつけるように馬乗りになり，甲の着衣を脱がせようとした。

甲は，A から逃げるため，左手で所持していたバッグのなかを探り，携帯していたスタンガンを取り出し，A の脇腹に押し当ててスイッチを押した。すると，スタンガンから高電圧の電流が A の体部へと流れ，そのショックにより A は，動けなくなった。

実際には，A には，不整脈の持病があり，スタンガンによる電気ショックと相俟（あいま）って，A は心室細動を起こしてしまっていた。動けなくなった A を押しのけて立ち上がった甲は，すぐさま A の異変に気付き，ただちに心肺蘇生措置をとることにした。所見から心室細動を起こしていると判断した甲は，A に対して胸骨圧迫（いわゆる心臓マッサージ）を実施した。しばらく胸骨圧迫による蘇生措置を実施したところ，A は，正常な状態に復活した。甲は，再度 A に襲われることを懸念し，すぐさま自宅へと戻り，そこで 110 番通報をすることにした。

しばらくして意識を回復した A は，とりあえず帰宅することにし，境内から出ようと歩き出した。次第に胸部に疼痛を感じるようになり，息苦しくなってきたところ，A が自宅そばの H 病院を通りかかったところ，もはや動くことすら困難になってしまっていた。そこで，開いていた救急用入り口から病院内に立ち入ったところで，倒れてしまった。この様子を見ていた当直看護師の B は，当直の医師 C を呼んだ。C が A を診察したが，まだ研修医をおえた直後であった C は，未熟であったため，的確な診断を下すことができず，いたずらに時間が経過し，A は死亡した。

A は，甲の施した胸骨圧迫により肋骨が骨折し，折れた骨が肺を傷つけることで気胸を起こしていた。通常の医師であれば，気胸の診断は，容易であり，A が H 病院で倒れた段階

であっても、気胸との診断を下し治療していれば、A は、死亡することがなかった。また、心肺蘇生措置の胸骨圧迫の際に肋骨が骨折することはやむを得ないものとされているだけでなく、むしろそのくらい強く圧迫することが適正なものとされている。